

神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第 12 条及び神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）第 27 条の 12 の規定により、次のとおり公告します

令和 7 年 8 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

落札又は随意契約に係る 特定役務の名称及び数量	PC 統合管理・職員認証基盤システム運用保守業務
契約に関する事務を担当する 部局の名称及び所在地	企画調整局デジタル戦略部 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
落札又は随意契約の 相手方を決定した日	令和 7 年 6 月 26 日
落札又は随意契約の相手方の 氏名及び住所	日立製作所・三菱 HC キャピタル共同企業体 代表者 株式会社日立製作所 神戸支店 支店長 山本 潤一 神戸市中央区雲井通 7 丁目 1 番 1 号
落札金額又は随意契約に係る 契約金額	400,515,390円
契約の相手方を決定した手続	次項に規定する理由により、第 4 項に規定する者以外に 契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定す る者を契約の相手方としました。
随意契約による理由	既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」と いう。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受け る同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結 特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたなら ば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障 が生じるおそれがあるため。